

石垣市観光施設指定管理仕様書

この仕様書は、石垣市観光施設の管理業務にあたり必要な事項を定めるものである。

1. 施設概要

- 1) 施設名称 玉取崎展望台
住 所 石垣市字伊原間キンブ 2 番地の 1
敷地面積 21,341.4 m²
建築面積 18 m²
構 造 R C 鉄筋コンクリート
有料施設 無
- 2) 施設名称 唐人墓
住 所 石垣市字新川富崎 1625 番地の 9
敷地面積 5,624 m²
建築面積 61.70 m²(トイレ・倉庫)
構 造 R C 鉄筋コンクリート
- 3) 施設名称 崎原公園
住 所 石垣市字大浜下屋敷 180 番地
敷地面積 1,151 m²
建築面積 28 m²(トイレ)
構 造 R C 鉄筋コンクリート
- 4) 施設名称 御神崎
住 所 石垣市字崎枝屋良部 556 番地の 588
敷地面積 12,276 m²
建築面積 15 m²(トイレ)
構 造 R C 鉄筋コンクリート
- 5) 施設名称 平久保灯台
住 所 石垣市字平久保 234 番地の 1202
敷地面積 3,321 m²
建築面積 15 m²
構 造 R C 鉄筋コンクリート
- 6) 施設名称 湧川原
住 所 石垣市字新川湧川原 1134 番地の 3
敷地面積 6,575 m²

2. 管理の範囲 別紙図参照

3. 指定期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日迄

4. 施設の管理運営に関する業務

施設の管理運営にあたって、指定管理者の業務の詳細は、次の各号に定めるとおりとする。なお、指定管理者は、関係法規・条例・規則及び仕様書を遵守するものとする。

- (1)利用許可・受付に関する業務（利用調整、許可に関する業務）
- (2)利用料金の収受・減免及び返還業務
- (3)清掃業務
- (4)芝・樹木管理
- (5)苦情・相談処理、事件・事故処理及び救護措置業務
- (6)建築物等確認業務（崎原公園遊具については安全確認項目から省く）
- (7)設備の保守管理業務
- (8)台風・防災にかかる業務
- (9)その他業務
 - ①業務報告書(月1回)、事業報告書及び収支決算書の提出(年1回)
 - ②関係機関との連絡調整(随時)
 - ③自己評価の実施(年1回)
 - ④利用促進に関する業務(随時)
 - ⑤自主事業(随時)
 - ⑥利用者アンケートの実施
 - ⑦施設の維持管理

5. 受託者の責務

- 1)当該業務遂行上の過失による賠償責任は受託者が負うものとする。
- 2)業務従事者の身分に関する事項及び労働関係法令上の一切の責任は受託者が負うものとする。
- 3)業務従事者が故意又は過失によって建物、備品類等を破損又は亡失したときは、その損害を賠償するものとする。
- 4)施設内の樹木の剪定・除草等を定期的に行い、維持管理に努めなければならない。
- 5)施設の清掃は通常求められるレベルを保つ清掃を行わなければならない。
また、大型連休前や施設利用者が多く見込まれるイベント等の前後は随時、確認及び清掃を行うこととする。
- 6)施設利用者が安心して施設を利用することができるようにするため定期的に施設の安全確認を行うこととする。

6. 協議

この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、市及び指定管理者双方が誠意を持って協議するものとする。